美濃加茂市議会
第４回定例会議案

令和３年１１月２９日

目　　次

議案番号	議　案　名	ページ
議第６４号	美濃加茂市部設置条例等の一部を改正する条例について	１
議第６５号	美濃加茂市森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	７
議第６６号	美濃加茂市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	１０
議第６７号	美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	１１
議第６８号	令和３年度美濃加茂市一般会計補正予算（第１２号）	１７
議第６９号	令和３年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第２号）	７７
議第７０号	市道路線の認定について	９５

議第６４号

美濃加茂市部設置条例等の一部を改正する条例について

美濃加茂市部設置条例等の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和３年１１月２９日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

美濃加茂市部設置条例等の一部を改正する条例

（美濃加茂市部設置条例の一部改正）

第１条　美濃加茂市部設置条例（平成１２年美濃加茂市条例第１号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（設置）	（設置）
第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１５８条第１項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。	第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１５８条第１項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。
(1)　（略）	(1)　（略）
(2) 健康こども部	(2) 健康福祉部
(3) 市民福祉部	
(4)～(8)　（略）	(3)～(7)　（略）
（事務分掌）	（事務分掌）
第２条　部の主な事務分掌は、次のとおりとする。	第２条　部の主な事務分掌は、次のとおりとする。
(1) 市民協働部	(1) 市民協働部
ア～イ　（略）	ア～イ　（略）
	ウ　定住自立圏構想の推進に関すること。
	エ　広域行政に関すること。

ウ～カ　（略）	オ～ク　（略） ケ　環境保全及び公害対策に関すること。 コ　廃棄物及びリサイクルに関すること。
(2) 健康こども部	(2) 健康福祉部
ア　健康普及、保健指導その他市民の健康に関すること。	ア　健康普及、保健指導その他市民の健康に関すること。 イ　国民健康保険に関すること。 ウ　後期高齢者医療に関すること。 エ　国民年金に関すること。 オ　介護保険に関すること。 カ　介護予防に関すること。 キ　高齢者、障害者、児童、母子及び父子福祉並びに生活保護その他の社会福祉に関すること。
イ　保育園、幼稚園及び認定こども園に関すること。	ク　保育園に関すること。
ウ　（略）	ケ　（略）
(3) 市民福祉部 ア　国民健康保険に関すること。 イ　後期高齢者医療に関すること。 ウ　国民年金に関すること。 エ　介護保険に関すること。 オ　介護予防に関すること。 カ　高齢者、障害者、児童、母子及び父子福祉並びに生活保護その他の社会福祉に関すること。	
(4) 産業振興部	(3) 産業振興部
ア～カ　（略）	ア～カ　（略）
キ　環境保全及び公害対策に関すること。	

ク　廃棄物及びリサイクルに関すること。	
(5)～(7)　（略）	(4)～(6)　（略）
(8) 経営企画部	(7) 経営企画部
ア～コ　（略）	ア～コ　（略）
サ　定住自立圏構想の推進に関すること。	
シ　広域行政に関すること。	

（美濃加茂市福祉事務所設置条例の一部改正）

第２条　美濃加茂市福祉事務所設置条例（昭和２９年美濃加茂市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（所員）	（所員）
第３条　（略）	第３条　（略）
２　所長は、市民福祉部長の職にある者をもつて充てる。	２　所長は、健康福祉部長の職にある者をもつて充てる。
３　（略）	３　（略）

（美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正）

第３条　美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成２４年美濃加茂市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（事業の実施等）	（事業の実施等）
第２条　（略）	第２条　（略）
２　市長は、規則で定める最少児童数に満たない放課後児童クラブがあるときは、当該放課後児童クラブにおける事業を行わない。	２　教育委員会は、教育委員会規則で定める最少児童数に満たない放課後児童クラブがあるときは、当該放課後児童クラブにおける事業を行わない。
３　市長は、必要があると認めるときは、放課後児童クラブに分室を置き、又は複数の放課後児童クラブを合同で実施することができる。	３　教育委員会は、必要と認めたときは、放課後児童クラブに分室を置くことができる。
（定員）	（定員）

第３条　各放課後児童クラブの定員は、規則で定める。	第３条　各放課後児童クラブの定員は、教育委員会規則で定める。
（事業の休業日）	（事業の休業日）
第４条　事業の休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。	第４条　事業の休業日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）
２　前項の規定にかかわらず、市長は、規則で定める児童数に満たない放課後児童クラブがあるときは、当該放課後児童クラブの事業を休業することができる。	２　前項の規定にかかわらず、教育委員会は、教育委員会規則で定める児童数に満たない放課後児童クラブがあるときは、当該放課後児童クラブの事業を休業することができる。
（事業の実施時間等）	（事業の実施時間等）
第５条　（略）	第５条　（略）
２　前項の規定にかかわらず、市長は、規則で定める気象警報が発表された場合、その他市長が特に必要と認めたときは、実施時間を変更することができる。	２　前項の規定にかかわらず、教育委員会は、教育委員会規則で定める気象警報が発表された場合、その他教育委員会が特に必要と認めたときは、実施時間を変更することができる。
（事業の対象者）	（事業の対象者）
第６条　事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、市内の小学校に就学する児童であって、保護者等（親権を行う者、後見人又はこれらに準ずるもので、現にその児童を養育し、世帯を同じくしているものをいう。以下同じ。）が次の各号に掲げるいずれかの事由により、昼間（おおむね午前７時３０分から午後６時３０分までをいう。以下同じ。）の保育を１月のうち１５日以上行うことができず、かつ、その状態が相当程度継続すると認められる児童とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。	第６条　事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、市内の小学校に就学する児童であって、保護者等（親権を行う者、後見人又はこれらに準ずるもので、現にその児童を養育し、世帯を同じくしているものをいう。以下同じ。）が次の各号に掲げるいずれかの事由により、昼間（おおむね午前７時３０分から午後６時３０分までをいう。以下同じ。）の保育を１月のうち１５日以上行うことができず、かつ、その状態が相当程度継続すると認められる児童とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(1)～(5)　（略）	(1)～(5)　（略）
(6)　その他前各号に類する状態にあると市長が認めた場合	(6)　その他前各号に類する状態にあると教育委員会が認めた場合
（利用の申請等）	（利用の申請等）
第７条　事業の利用を希望する保護者等は、市長に申請し、許可を受けなければならない。	第７条　事業の利用を希望する保護者等は、教育委員会に申請し、許可を受けなければならない。
２　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、事業の利用の許可を決定するものとする。	２　教育委員会は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、事業の利用の許可を決定するものとする。
（利用の制限）	（利用の制限）
第８条　次の各号のいずれかに該当する対象児童は、事業を利用することができない。	第８条　次の各号のいずれかに該当する対象児童は、事業を利用することができない。
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　その他放課後児童クラブの管理運営上又は生活指導上支障があり、市長が不適当と認めた者	(2)　その他放課後児童クラブの管理運営上又は生活指導上支障があり、教育委員会が不適当と認めた者
（利用の終了）	（利用の終了）
第９条　第７条第２項の規定により事業の利用の許可を受けた保護者等が、事業の利用を終了しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。	第９条　第７条第２項の規定により事業の利用の許可を受けた保護者等が、事業の利用を終了しようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。
（利用許可の取消し）	（利用許可の取消し）
第１０条　市長は、第７条第２項の規定により事業の利用の許可を受けた対象児童（以下「利用児童」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童に係る事業の利用の許可を取り消すことができる。	第１０条　教育委員会は、第７条第２項の規定により事業の利用の許可を受けた対象児童（以下「利用児童」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童に係る事業の利用の許可を取り消すことができる。
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
（放課後児童支援員）	（指導員）
第１３条　各放課後児童クラブに利用児童の人数に応じた数の放課後児童支援員を置	第１３条　教育委員会は、事業の実施に際し、各放課後児童クラブに次に掲げる専任

く。	指導員及び補助指導員（以下「指導員」という。）を置く。 (1)　専任指導員　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第３８条第２項に規定する児童の遊びを指導する者 (2)　補助指導員　児童の保育に知識や経験を持ち、子育て支援に意欲がある者 ２　補助指導員は、専任指導員の指示に従い、利用児童の健全な育成を図るものとする。 ３　指導員は、利用児童の生活指導を個別的又は集団的に適正に行い、かつ、事故防止に努めなければならない。 ４　指導員は、利用児童に疾病、事故等が生じた場合には、直ちに適切な処置を講じなければならない。 ５　指導員は、利用児童の状況を把握し、及び記録し、必要な事項については、教育委員会に報告するとともに、当該児童の属する小学校長及び当該児童の保護者等に連絡しなければならない。
（委任）	（委任）
第１４条　この条例に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、規則で定める。	第１４条　この条例に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行前にされた第３条の規定による改正前の美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例第７条の規定によりされている申請若しくは許可又は同条例第１０条の規定によりされている許可の取消しについては、改正後の美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例第７条の規定による申請若しくは許可又は同条例第１０条の規定によりなされた取消しとみなす。

議第６５号

美濃加茂市森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和３年１１月２９日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

美濃加茂市森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市森林公園の設置及び管理に関する条例（平成１７年美濃加茂市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（管理） 第３条　（略） ２　（略） ３　前項の規定にかかわらず、市長は、地方自治法第２４４条の２第１１項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において、必要があると認めるときは、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、次条（見出しを含む。）中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第５条第３項中「指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要と認めるときは」と、第６条、第７条、第８条及び第１４	（管理） 第３条　（略） ２　（略） ３　前項の規定にかかわらず、市長は、地方自治法第２４４条の２第１１項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において、必要があると認めるときは、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、次条（見出しを含む。）中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第５条第３項中「指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要と認めるときは」と、第６条、第７条及び第８条中「指定

条第２項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第１０条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第１項中「指定管理者に利用料金」とあるのは「別表に定める使用料」と、第１１条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者は、市長が別に定めるところにより、利用料金」とあるのは「市長は、使用料を別に定めるところにより、使用料」と、第１２条（見出しを含む。）中「利用料金」とあるのは「使用料」として、これらの規定を適用する。

（原状回復の義務）

第１３条　（略）

（行為の禁止）

管理者」とあるのは「市長」と、第１０条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第１項中「指定管理者に利用料金」とあるのは「別表に定める使用料」と、第１１条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者は、市長が別に定めるところにより、利用料金」とあるのは「市長は、使用料を別に定めるところにより、使用料」と、第１２条（見出しを含む。）中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第１４条の表中「指定管理者」とあるのは「市長」として、これらの規定を適用する。

（原状回復の義務）

第１３条　（略）

（行為の制限）

第１４条　森林公園の火気を使用することができる場所及び遵守事項は、次のとおりとする。ただし、市長又は指定管理者（以下「管理者」という。）は、火気の使用が適当でないと認めるときは、その使用を中止させることができる。

名称	場所	遵守事項
下米田さくらの森	花見の広場	(1) 行楽及びレクリエーションを目的とした野外料理のためだけに使用すること。 (2) 簡易なコンロ等を持参して使用すること。 (3) 火災を起こさないよう注意を払い、良識を持って後片付けを行うとともに、ゴミは持ち帰ること。
みのかも健康の森	グルメの丘	指定管理者の指示に従うこと。

（行為の禁止）

第１４条　森林公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長又は指定管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。 (1)～(12)　（略） (13)　その他市長又は指定管理者が適当でないと認めること。 ２　前項第１１号の規定にかかわらず、みのかも健康の森グルメの丘については、指定管理者の指示に従い、火気を使用することができる。	第１５条　森林公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。 (1)～(12)　（略） (13)　その他管理者が適当でないと認めること。
（事故等の免責） 第１５条　市長又は指定管理者は、利用者の故意若しくは過失又は疾病による事故については、その責めを負わない。 （損害賠償） 第１６条　（略）	（事故等の免責） 第１６条　管理者は、利用者の故意若しくは過失又は疾病による事故については、その責めを負わない。 （損害賠償） 第１７条　（略）
（委任） 第１７条　（略）	（委任） 第１８条　（略）

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議第６６号

美濃加茂市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和３年１１月２９日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

美濃加茂市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美濃加茂市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成２４年美濃加茂市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（申請者の資格） 第３条　法第７８条の２第４項第１号及び法第１１５条の１２第２項第１号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１７条の１２に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）とする。	（申請者の資格） 第３条　法第７８条の２第４項第１号及び法第１１５条の１２第２項第１号の条例で定める者は、法人とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議第６７号

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和３年１１月２９日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例

美濃加茂市国民健康保険条例（平成１２年美濃加茂市条例第９号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（出産育児一時金） 第５条　被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として４０万８千円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正１５年勅令第２４３号）第３６条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに３万円を上限として加算するものとする。 ２　（略） （一般被保険者に係る基礎賦課総額） 第１１条　保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第７条第１項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第３２条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第１号に	（出産育児一時金） 第５条　被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として４０万４千円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正１５年勅令第２４３号）第３６条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに３万円を上限として加算するものとする。 ２　（略） （一般被保険者に係る基礎賦課総額） 第１１条　保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第７条第１項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第３２条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第１号に

掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。	掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
(1)　(略)	(1)　(略)
(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額	(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
イ～ハ　(略)	イ～ハ　(略)
ニ　その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第９条第１項の規定により読み替えられた法第７２条の３第１項及び第７２条の３の２第１項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額	ニ　その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第９条第１項の規定により読み替えられた法第７２条の３第１項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額
（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）	（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）
第２０条の２　保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第３２条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。	第２０条の２　保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第３２条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
(1)　(略)	(1)　(略)
(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額	(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
イ　(略)	イ　(略)
ロ　その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に	ロ　その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に

要する費用に限る。）のための収入（法附則第９条第１項の規定により読み替えられた法第７２条の３第１項及び第７２条の３の２第１項の規定による繰入金を除く。）の額	要する費用に限る。）のための収入（法附則第９条第１項の規定により読み替えられた法第７２条の３第１項の規定による繰入金を除く。）の額
（介護納付金賦課総額）	（介護納付金賦課総額）
第２１条　保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第３２条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。	第２１条　保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第３２条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
(1)　（略）	(1)　（略）
(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額	(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
イ　（略）	イ　（略）
ロ　その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第９条第１項の規定により読み替えられた法第７２条の３第１項及び第７２条の３の２第１項の規定による繰入金を除く。）の額	ロ　その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第９条第１項の規定により読み替えられた法第７２条の３第１項の規定による繰入金を除く。）の額
（低所得者の保険料の減額）	（保険料の減額）
第３２条　（略）	第３２条　（略）
（特例対象被保険者等の特例）	（特例対象被保険者等の特例）
第３２条の２　（略）	第３２条の２　（略）
（未就学児の被保険者均等割額の軽減）	
第３２条の３　当該年度において、その世帯に６歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当	

該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第１５条又は第１９条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額に、それぞれ、１０分の５を乗じて得た額とする（第４項に掲げる場合を除く）。

２　第１５条第２項及び第３項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第１５条第２項及び第３項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

３　前２項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第１５条又は第１９条」とあるのは「第２０条の６又は第２０条の１０」と、前項中「第１５条」とあるのは「第２０条の６」と読み替えるものとする。

４　当該年度において、第３２条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第１５条又は第１９条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に、第３２条第１項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額（同条第２項において準用する第１５条第２項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）に、それぞれ、１０分の５を乗じて得た額とする。

５　第１５条第２項及び第３項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第１５条第２項及び第３項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

６　前２項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第４項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第１５条又は第１９条」とあるのは、「第２０条の６又は第２０条の１０」と、「同条第２項」とあるのは「同条第３項」と、「第１５条第２項」とあるのは「第２０条の６第２項」と、前項中「第１５条」とあるのは「第２０条の６」と読み替えるものとする。	

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。ただし、第５条の改正は、令和４年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　令和４年１月１日前に出産した被保険者に係る美濃加茂市国民健康保険条例第５条第１項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

３　この条例による改正後の美濃加茂市国民健康保険条例第１１条、第２０条の２、第２１条、第３２条及び第３２条の３の規定は、令和４年度以後の年度分の保険料について適用し、令和３年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議第６８号

令和３年度美濃加茂市一般会計補正予算（第１２号）

令和３年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第１２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３１７，７４８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２５，７５４，３９４千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の追加及び変更は、「第２表　繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の追加及び変更は、「第３表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の変更は、「第４表　地方債補正」による。

令和３年１１月２９日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

第 1 表　歳入歳出予算補正

1　歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
15　国庫支出金		4,599,822	30,908	4,630,730
	1　国庫負担金	2,458,662	5,403	2,464,065
	2　国庫補助金	2,127,261	25,505	2,152,766
16　県支出金		1,688,849	7,839	1,696,688
	1　県負担金	1,023,046	2,701	1,025,747
	2　県補助金	543,889	5,138	549,027
20　繰越金		748,693	152,001	900,694
	1　繰越金	748,693	152,001	900,694
22　市　　債		2,245,100	127,000	2,372,100
	1　市　　債	2,245,100	127,000	2,372,100
歳　入　合　計		25,436,646	317,748	25,754,394

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1　議 会 費		178,884	126	179,010
	1　議 会 費	178,884	126	179,010
2　総 務 費		4,564,904	5,536	4,570,440
	1　総務管理費	3,986,845	8,966	3,995,811
	2　徴 税 費	349,294	△7,425	341,869
	3　戸籍住民基本台帳費	153,592	△680	152,912
	4　選 挙 費	56,592	5,695	62,287
	6　監査委員費	14,090	△1,020	13,070
3　民 生 費		9,347,507	78,491	9,425,998
	1　社会福祉費	4,084,003	24,326	4,108,329
	2　児童福祉費	4,835,010	53,873	4,888,883
	3　生活保護費	428,394	292	428,686
4　衛 生 費		1,964,805	15,526	1,980,331
	1　保健衛生費	1,179,990	15,526	1,195,516
5　農林業費		549,770	14,372	564,142
	1　農 業 費	346,943	8,668	355,611
	2　林 業 費	202,827	5,704	208,531
6　商 工 費		890,163	5,332	895,495
	1　商 工 費	890,163	5,332	895,495
7　土 木 費		2,501,184	17,324	2,518,508
	1　土木管理費	23,717	209	23,926
	2　道路橋りょう費	899,491	10,487	909,978
	3　河 川 費	65,137	479	65,616
	4　都市計画費	1,418,870	6,149	1,425,019
8　消 防 費		812,333	126,864	939,197
	1　消 防 費	812,333	126,864	939,197
9　教 育 費		3,005,565	54,177	3,059,742
	1　教育総務費	449,584	2,171	451,755
	2　小学校費	419,892	38,250	458,142
	3　中学校費	131,411	16,200	147,611

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
	5　社会教育費	724,276	△6,578	717,698
	6　保健体育費	1,125,397	4,134	1,129,531
歳　　出　　合　　計		25,436,646	317,748	25,754,394

第２表

繰　越　明　許　費　補　正

（追加）

款	項	事　　業　　名	金　　額
2 総務費	1 総務管理費	市庁舎等施設管理･改修事業	千円 19,900
8 消防費	1 消防費	災害時情報伝達体制確立事業	127,070
9 教育費	2 小学校費	小学校施設営繕工事	24,800
	6 保健体育費	牧野ふれあい広場整備事業	354,000

（変更）

款	項	補　正　前		補　正　後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
7 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう補修事業	千円 64,000	橋りょう補修事業	千円 99,600

第３表

債　務　負　担　行　為　補　正

（追加）　　（単位：千円）

事　　項	期　間	限　度　額
新保育園整備事業 （旧古井保育園整備事業）	令和4年度	25,630

（変更）　　（単位：千円）

事　　項	補　正　前		補　正　後	
	期　間	限　度　額	期　間	限　度　額
加茂野保育園管理運営業務	自　令和４年度 至　令和６年度	390,000	自　令和５年度 至　令和７年度	変更なし

第４表

地　方　債　補　正

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
災害時情報伝達体制確立事業	千円 14,800	証書借入	年1.8%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその借入先と協定するものによる。ただし、市財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。	千円 141,800	変更なし	変更なし	変更なし

予算説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1　総　括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
15　国庫支出金	4,599,822	30,908	4,630,730
16　県支出金	1,688,849	7,839	1,696,688
20　繰 越 金	748,693	152,001	900,694
22　市　　債	2,245,100	127,000	2,372,100
歳　入　合　計	25,436,646	317,748	25,754,394

（歳　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
1　議 会 費	178,884	126	179,010
2　総 務 費	4,564,904	5,536	4,570,440
3　民 生 費	9,347,507	78,491	9,425,998
4　衛 生 費	1,964,805	15,526	1,980,331
5　農林業費	549,770	14,372	564,142
6　商 工 費	890,163	5,332	895,495
7　土 木 費	2,501,184	17,324	2,518,508
8　消 防 費	812,333	126,864	939,197
9　教 育 費	3,005,565	54,177	3,059,742
歳　出　合　計	25,436,646	317,748	25,754,394

（単位：千円）

補正額の財源内訳				
特定財源				一般財源
国庫支出金	県支出金	市債	その他	
				126
8,028				△2,492
7,747	6,101			64,643
				15,526
662	1,738			11,972
6,580				△1,248
7,741				9,583
		127,000		△136
150				54,027
30,908	7,839	127,000		152,001

2　歳　入

（款）　15　国庫支出金
（項）　　1　国庫負担金

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計
15			国庫支出金	4,599,822	30,908	4,630,730
	1		国庫負担金	2,458,662	5,403	2,464,065
		1	民生費国庫負担金	2,248,446	5,403	2,253,849
	2		国庫補助金	2,127,261	25,505	2,152,766
		1	総務費国庫補助金	138,177	8,028	146,205
		2	民生費国庫補助金	1,138,141	2,344	1,140,485
		4	商工費国庫補助金	172,990	6,580	179,570
		5	土木費国庫補助金	262,855	7,741	270,596
		6	教育費国庫補助金	204,584	150	204,734
		8	農林業費国庫補助金	0	662	662

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 社会福祉費負担金	5,403	1 自立支援医療（更生・育成医療）費負担金
1 総務管理費補助金	2,396	1 健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業補助金
3 選挙費補助金	5,632	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（選挙管理委員会事務費）
1 社会福祉費補助金	232	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（総合福祉会館事務）
2 児童福祉費補助金	2,112	1 子ども・子育て支援事業費補助金（児童手当システム改修分）
1 商工費補助金	6,580	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（岐阜県新型コロナ感染症拡大防止協力金負担金） 6,284 2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（美濃加茂商業ビル維持管理運営事業） 296
2 都市計画費補助金	7,741	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（かわまちづくり整備事業）
4 社会教育費補助金	150	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（文化の森施設管理事業）
1 林業費補助金	662	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（みのかも健康の森活用事業）

（款）　16　県支出金
（項）　　1　県負担金

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計
16			県支出金	1,688,849	7,839	1,696,688
	1		県負担金	1,023,046	2,701	1,025,747
		1	民生費県負担金	959,469	2,701	962,170
	2		県補助金	543,889	5,138	549,027
		2	民生費県補助金	380,697	3,400	384,097
		4	農林業費県補助金	92,625	1,738	94,363

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 社会福祉費負担金	2,701	1 自立支援医療（更生・育成医療）費負担金
1 社会福祉費補助金	3,400	1 地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金
2 林業費補助金	1,738	1 清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金（里山整備事業等）

（款）　20　繰 越 金
（項）　　1　繰 越 金

款	項	目	款項目	補正前の額	補　正　額	計
20			繰 越 金	748,693	152,001	900,694
	1		繰 越 金	748,693	152,001	900,694
		1	繰 越 金	748,693	152,001	900,694

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 繰　越　金	152,001	1 前年度繰越金

(款)　22　市　　債
　(項)　　1　市　　債

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計
22			市　　債	2,245,100	127,000	2,372,100
	1		市　　債	2,245,100	127,000	2,372,100
		6	消 防 債	67,200	127,000	194,200

(一般会計)

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 消　防　債	127,000	1 災害時情報伝達体制確立事業

3　歳　出

（款）　1　議 会 費
（項）　1　議 会 費

款	項	目	款 項 目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源
1			議 会 費	178,884	126	179,010		126
	1		議 会 費	178,884	126	179,010		126
		1	議 会 費	178,884	126	179,010		126

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明	備　　考
区　　分	金　　額		
2 給　　料	△72	一般職給	人件費　126
3 職員手当等	244	地域手当　△1 住居手当　337 通勤手当　△25 期末手当　△16 勤勉手当　△41 一般職退職手当負担金　△10	
4 共　済　費	△46	職員共済組合負担金	

（款）　2　総 務 費
（項）　1　総務管理費

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源
2			総 務 費	4,564,904	5,536	4,570,440	8,028	△2,492
	1		総務管理費	3,986,845	8,966	3,995,811	2,396	6,570
		1	一般管理費	896,894	△16,829	880,065		△16,829
		5	財産管理費	293,676	20,350	314,026		20,350
		6	企 画 費	2,511,709	5,445	2,517,154	国庫支出金 2,396	3,049
	2		徴 税 費	349,294	△7,425	341,869		△7,425
		1	税務総務費	196,002	△7,425	188,577		△7,425

（一般会計）

（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明	備考
1 報酬	1,660	月額任用職員	人件費 △22,250 会計年度任用職員給 5,421
2 給料	△13,000	一般職給	
3 職員手当等	△7,831	扶養手当 △1,568 地域手当 △390 住居手当 △15 通勤手当 △209 管理職手当 749 期末手当 △2,212 勤勉手当 △1,936 児童手当 195 単身赴任手当 △552 一般職退職手当負担金 △1,893	
4 共済費	2,281	職員共済組合負担金 △1,419 会計年度任用職員健康保険等負担金 3,700	
8 旅費	61	通勤に係る費用弁償	
12 委託料	8,900	庁舎内配置換え引越し	市庁舎等施設管理・改修事業 20,350
13 使用料及び賃借料	450	駐車場借上料	
14 工事請負費	11,000	庁舎内配置替え改修	
12 委託料	5,445	健（検）診情報連携システム改修	総合行政システム事業 5,445
2 給料	△4,196	一般職給	人件費 △7,425
3 職員手当等	△2,459	扶養手当 △539 地域手当 △141 住居手当 665 通勤手当 220 期末手当 △1,061 勤勉手当 △795 児童手当 △210 一般職退職手当負担金 △598	
4 共済費	△770	職員共済組合負担金	

（款）　2　総 務 費
（項）　3　戸籍住民基本台帳費

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源
	3		戸籍住民基本台帳費	153,592	△680	152,912		△680
		1	戸籍住民基本台帳費	153,592	△680	152,912		△680
	4		選 挙 費	56,592	5,695	62,287	5,632	63
		1	選挙管理委員会費	6,967	5,695	12,662	国庫支出金 5,632	63
	6		監査委員費	14,090	△1,020	13,070		△1,020
		1	監査委員費	14,090	△1,020	13,070		△1,020

（一般会計）

（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明	備考
1 報酬	1,502	月額任用職員 1,881 時間額任用職員 △379	人件費 △2,359 会計年度任用職員給 1,679
2 給料	△1,313	一般職給	
3 職員手当等	△711	扶養手当 181 地域手当 △33 住居手当 △317 通勤手当 △60 期末手当 △124 勤勉手当 △218 児童手当 45 一般職退職手当負担金 △185	
4 共済費	△191	職員共済組合負担金	
8 旅費	33	通勤に係る費用弁償	
2 給料	11	一般職給	選挙管理委員会事務費（新型コロナ対策） 5,632 人件費 63
3 職員手当等	3	一般職退職手当負担金	
4 共済費	49	職員共済組合負担金	
12 委託料	440	システム導入	
13 使用料及び賃借料	880	パソコン借上料	
17 備品購入費	4,312	投票所受付システム 880 読取分類機等 3,432	
1 報酬	△853	月額任用職員 △1,864 時間額任用職員 1,011	人件費 △33 会計年度任用職員給 △987
2 給料	△22	一般職給	
3 職員手当等	△170	期末手当 △163 勤勉手当 △5 一般職退職手当負担金 △2	
8 旅費	25	通勤に係る費用弁償	

（款）　3　民 生 費
（項）　1　社会福祉費

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源
3			民 生 費	9,347,507	78,491	9,425,998	13,848	64,643
	1		社会福祉費	4,084,003	24,326	4,108,329	11,736	12,590
		1	社会福祉総務費	641,326	△5,594	635,732		△5,594
		2	福祉会館費	45,730	232	45,962	国庫支出金 232	
		3	老人福祉費	760,857	2,370	763,227	県支出金 3,400	△1,030
		5	自立支援費	1,348,909	27,456	1,376,365	国庫支出金 5,403 県支出金 2,701	19,352
		7	国民年金費	15,949	△138	15,811		△138

（一般会計）

（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明	備考
1 報酬	△2,151	月額任用職員	人件費 △3,168 会計年度任用職員給 △2,426
2 給料	559	一般職給	
3 職員手当等	△3,989	扶養手当 △516 地域手当 2 住居手当 △557 通勤手当 △263 時間外勤務手当 △2,160 期末手当 △377 勤勉手当 △187 児童手当 △15 一般職退職手当負担金 84	
4 共済費	10	職員共済組合負担金	
8 旅費	△23	通勤に係る費用弁償	
18 負担金、補助及び交付金	232	指定管理施設等運営支援交付金	総合福祉会館事務（新型コロナ対策） 232
18 負担金、補助及び交付金	3,400	地域密着型サービス等整備助成事業費補助金	介護保険会計繰出金（人件事務費） △1,030 高齢福祉事務 3,400
27 繰出金	△1,030	介護保険会計繰出金(人件事務費)	
1 報酬	1,026	月額任用職員 △57 時間額任用職員 1,083	自立支援費事務費 13,820 精神障害者通院費助成事業 1,659 自立支援医療費給付事業 10,806 会計年度任用職員給 1,171
3 職員手当等	88	期末手当	
8 旅費	57	通勤に係る費用弁償	
19 扶助費	12,465	自立支援医療(精神通院)費助成 1,659 自立支援医療(更生医療・育成医療)費助成 10,806	
22 償還金、利子及び割引料	13,820	国庫負担金等返還金	

（款）　3　民 生 費
（項）　1　社会福祉費

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源
	2		児童福祉費	4,835,010	53,873	4,888,883	2,112	51,761
		1	児童福祉総務費	153,299	13,138	166,437		13,138
		2	児童手当費	1,361,307	22,848	1,384,155	国庫支出金 2,112	20,736
		3	児童保育費	1,643,683	29,248	1,672,931		29,248
		4	保育園施設費	852,197	△14,513	837,684		△14,513

（一般会計）

（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明	備考
2 給料	△147	一般職給	人件費 △138
3 職員手当等	△16	地域手当 △3 通勤手当 27 期末手当 △16 勤勉手当 △11 一般職退職手当負担金 △13	
4 共済費	25	職員共済組合負担金	
1 報酬	2,000	月額任用職員 3,641 時間額任用職員 △1,641	人件費 11,090 会計年度任用職員給 2,048
2 給料	6,334	一般職給	
3 職員手当等	3,436	扶養手当 199 地域手当 197 通勤手当 96 期末手当 1,187 勤勉手当 761 児童手当 45 一般職退職手当負担金 951	
4 共済費	1,403	職員共済組合負担金	
8 旅費	△35	通勤に係る費用弁償	
12 委託料	2,112	電算処理	児童手当等支給事業 22,848
22 償還金、利子及び割引料	20,736	国庫負担金等返還金	
22 償還金、利子及び割引料	29,248	国庫負担金等返還金	私立保育園運営費等補助事業 29,248
1 報酬	△7,814	月額任用職員 4,186 時間額任用職員 △12,000	新保育園整備事業 8,080 人件費 △12,547 会計年度任用職員給 △10,046
2 給料	△7,000	一般職給	
3 職員手当等	△5,938	地域手当 △210 住居手当 475 通勤手当 211 管理職手当 △39 期末手当 △3,384 勤勉手当 △1,572	

（款）　3　民 生 費
（項）　2　児童福祉費

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
		5	カナリヤの家費	68,246	3,152	71,398		3,152
	3		生活保護費	428,394	292	428,686		292
		1	生活保護総務費	37,170	292	37,462		292

（一般会計）

（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明	備考
		児童手当 △15 一般職退職手当負担金 △1,404	
4 共済費	△1,059	職員共済組合負担金	
8 旅費	△782	通勤に係る費用弁償	
12 委託料	1,293	解体撤去設計	
14 工事請負費	6,787	保育園等整備	
1 報酬	1,139	月額任用職員 1,954 時間額任用職員 △815	人件費 1,947 会計年度任用職員給 1,205
2 給料	755	一般職給	
3 職員手当等	741	地域手当 24 通勤手当 △130 期末手当 436 勤勉手当 297 一般職退職手当負担金 114	
4 共済費	507	職員共済組合負担金	
8 旅費	10	通勤に係る費用弁償	
2 給料	△146	一般職給	人件費 292
3 職員手当等	615	扶養手当 121 住居手当 325 通勤手当 25 期末手当 14 勤勉手当 △29 児童手当 180 一般職退職手当負担金 △21	
4 共済費	△177	職員共済組合負担金	

（款）　4　衛 生 費
（項）　1　保健衛生費

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
4			衛 生 費	1,964,805	15,526	1,980,331		15,526
	1		保健衛生費	1,179,990	15,526	1,195,516		15,526
		1	保健衛生総務費	300,203	8,114	308,317		8,114
		3	健康増進費	80,113	7,412	87,525		7,412

（一般会計）

（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明	備考
2 給料	3,073	一般職給	人件費 8,114
3 職員手当等	2,618	扶養手当 △515 地域手当 78 住居手当 916 通勤手当 △105 時間外勤務手当 1,372 期末手当 462 勤勉手当 286 児童手当 △360 一般職退職手当負担金 484	
4 共済費	2,423	職員共済組合負担金	
13 使用料及び賃借料	482	ヘルステックセンター賃借料	ヘルステック健康まちづくり事業 7,412
18 負担金、補助及び交付金	6,930	ヘルステックセンター整備工事負担金	

（款）　5　農林業費
（項）　1　農 業 費

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源
5			農林業費	549,770	14,372	564,142	2,400	11,972
	1		農 業 費	346,943	8,668	355,611		8,668
		1	農業委員会費	36,961	△918	36,043		△918
		2	農業総務費	24,605	2,038	26,643		2,038
		3	農業振興費	36,531	△2,452	34,079		△2,452
		6	農 地 費	237,846	10,000	247,846		10,000
	2		林 業 費	202,827	5,704	208,531	2,400	3,304
		1	林業振興費	202,827	5,704	208,531	国庫支出金 662 県支出金 1,738	3,304

（一般会計）

（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明	備考
2 給料	77	一般職給	人件費 △918
3 職員手当等	△667	扶養手当 △239 地域手当 △4 通勤手当 △119 期末手当 △19 勤勉手当 △58 児童手当 △240 一般職退職手当負担金 12	
4 共済費	△328	職員共済組合負担金	
2 給料	222	一般職給	人件費 2,038
3 職員手当等	1,380	扶養手当 679 地域手当 27 住居手当 △221 通勤手当 52 期末手当 48 勤勉手当 △19 児童手当 780 一般職退職手当負担金 34	
4 共済費	436	職員共済組合負担金	
1 報酬	△2,200	月額任用職員 △2,177 時間額任用職員 △23	会計年度任用職員給 △2,452
3 職員手当等	△252	期末手当	
18 負担金、補助及び交付金	10,000	県営特定農業用管水路等特別対策事業補助金	木曽川右岸用水関連事業 10,000
2 給料	2,253	一般職給	みのかも健康の森活用事業（新型コロナ対策） 662 人件費 3,304 里山整備事業 1,738
3 職員手当等	191	扶養手当 △359 地域手当 58 通勤手当 25 期末手当 406 勤勉手当 262 児童手当 △540	

（款）　5　農林業費
（項）　2　林 業 費

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明	備　　考
区　　分	金　　額		
		一般職退職手当負担金　339	
4 共　済　費	860	職員共済組合負担金	
18 負担金、補助及び交付金	2,400	里山林整備補助金　1,738 指定管理施設等運営支援交付金　662	

（款）　6　商 工 費
（項）　1　商 工 費

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源
6			商 工 費	890,163	5,332	895,495	6,580	△1,248
	1		商 工 費	890,163	5,332	895,495	6,580	△1,248
		1	商工総務費	169,564	153	169,717	国庫支出金 6,284	△6,131
		2	商工振興費	591,550	4,883	596,433		4,883
		3	シティプラザ費	61,081	296	61,377	国庫支出金 296	

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明	備　　考
区　　分	金　　額		
1 報　　酬	△1,907	月額任用職員	岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金負担金（新型コロナ対策）　6,284 人件費　△3,972 会計年度任用職員給　△2,159
2 給　　料	△2,450	一般職給	
3 職員手当等	△1,066	扶養手当　△800 地域手当　△97 住居手当　253 通勤手当　△89 時間外勤務手当　540 期末手当　△492 勤勉手当　△381	
4 共　済　費	△685	職員共済組合負担金	
8 旅　　費	△23	通勤に係る費用弁償	
18 負担金、補助及び交付金	6,284	岐阜県新型コロナ感染症拡大防止協力金負担金	
18 負担金、補助及び交付金	4,883	住宅リフォーム助成補助金	中小企業支援事業　4,883
18 負担金、補助及び交付金	296	指定管理施設等運営支援交付金	美濃加茂商業ビル維持管理運営事業（新型コロナ対策）　296

（款）　7　土 木 費
（項）　1　土木管理費

款	項	目	款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源
7			土 木 費	2,501,184	17,324	2,518,508	7,741	9,583
	1		土木管理費	23,717	209	23,926		209
		1	土木総務費	23,717	209	23,926		209
	2		道路橋りょう費	899,491	10,487	909,978		10,487
		1	道路維持費	365,505	12,695	378,200		12,695
		2	道路新設改良費	373,556	△2,208	371,348		△2,208
	3		河 川 費	65,137	479	65,616		479
		1	河川総務費	65,137	479	65,616		479

（一般会計）

（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明	備考
2 給料	△2	一般職給	人件費 209
3 職員手当等	51	期末手当 48 勤勉手当 3	
4 共済費	160	職員共済組合負担金	
2 給料	5,813	一般職給	人件費 12,695
3 職員手当等	4,879	扶養手当 535 地域手当 191 住居手当 313 通勤手当 107 期末手当 1,470 勤勉手当 910 児童手当 480 一般職退職手当負担金 873	
4 共済費	2,003	職員共済組合負担金	
2 給料	△686	一般職給	人件費 △2,208
3 職員手当等	△1,212	扶養手当 △197 地域手当 △26 通勤手当 △79 時間外勤務手当 △450 期末手当 △171 勤勉手当 △187 一般職退職手当負担金 △102	
4 共済費	△310	職員共済組合負担金	
2 給料	553	一般職給	人件費 479
3 職員手当等	△308	扶養手当 48 地域手当 19 通勤手当 27 時間外勤務手当 △700 期末手当 213 勤勉手当 121 児童手当 △120	

(款)　7　土 木 費
(項)　3　河 川 費

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
	4		都市計画費	1,418,870	6,149	1,425,019	7,741	△1,592
		1	都市計画総務費	257,515	△1,592	255,923		△1,592
		4	公 園 費	159,276	7,741	167,017	国庫支出金 7,741	

(一般会計)

（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明	備考
		一般職退職手当負担金 84	
4 共済費	234	職員共済組合負担金	
1 報酬	1,900	月額任用職員	人件費 △3,651 会計年度任用職員給 2,059
2 給料	△3,438	一般職給	
3 職員手当等	664	扶養手当 269 地域手当 △94 通勤手当 △25 時間外勤務手当 2,288 期末手当 △784 勤勉手当 △848 児童手当 360 一般職退職手当負担金 △502	
4 共済費	△718	職員共済組合負担金	
18 負担金、補助及び交付金	7,741	指定管理施設等運営支援交付金	かわまちづくり整備事業（新型コロナ対策） 7,741

（款）　8　消 防 費
（項）　1　消 防 費

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源
8			消 防 費	812,333	126,864	939,197	127,000	△136
	1		消 防 費	812,333	126,864	939,197	127,000	△136
		1	消 防 費	671,002	△206	670,796		△206
		3	災害対策費	71,279	127,070	198,349	市債 127,000	70

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明	備　　考
区　　分	金　　額		
2 給　　料	△3	一般職給	人件費　△206
3 職員手当等	△481	扶養手当　△119 地域手当　△3 住居手当　△101 通勤手当　△23 期末手当　△25 勤勉手当　△30 児童手当　△180	
4 共　済　費	278	職員共済組合負担金	
12 委　託　料	5,070	防災情報伝達システム増設工事設計監理	災害時情報伝達体制確立事業 127,070
14 工事請負費	122,000	防災情報伝達システム増設	

（款）　9　教 育 費
（項）　1　教育総務費

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源
9			教 育 費	3,005,565	54,177	3,059,742	150	54,027
	1		教育総務費	449,584	2,171	451,755		2,171
		2	事務局費	403,702	2,131	405,833		2,131
		3	教育センター費	43,420	40	43,460		40
	2		小学校費	419,892	38,250	458,142		38,250
		1	小学校管理費	370,595	38,250	408,845		38,250
	3		中学校費	131,411	16,200	147,611		16,200
		1	中学校管理費	94,284	16,200	110,484		16,200
	5		社会教育費	724,276	△6,578	717,698	150	△6,728
		1	社会教育総務費	36,306	△2,444	33,862		△2,444

（一般会計）

（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明	備考
1 報酬	1,151	月額任用職員	人件費 845 会計年度任用職員給 1,286
2 給料	△316	一般職給	
3 職員手当等	933	扶養手当 502 地域手当 6 住居手当 △251 通勤手当 129 期末手当 157 勤勉手当 △134 児童手当 570 一般職退職手当負担金 △46	
4 共済費	363	職員共済組合負担金	
2 給料	△17	一般職給	人件費 40
3 職員手当等	11	期末手当 △2 勤勉手当 15 一般職退職手当負担金 △2	
4 共済費	46	職員共済組合負担金	
14 工事請負費	38,250	学校施設営繕	小学校施設営繕工事 38,250
14 工事請負費	16,200	学校施設営繕	中学校施設営繕工事 16,200
1 報酬	△2,039	月額任用職員	人件費 △157 会計年度任用職員給 △2,287
2 給料	△26	一般職給	
3 職員手当等	△348	扶養手当 △77 地域手当 △2 期末手当 △243 勤勉手当 △23 一般職退職手当負担金 △3	

（款）　9　教 育 費
（項）　5　社会教育費

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
		2	交流センター費	120,975	△1,971	119,004		△1,971
		4	図書館費	118,192	33	118,225		33
		6	文化会館費	218,171	△6,074	212,097		△6,074
		7	文化の森費	175,540	3,878	179,418	国庫支出金 150	3,728

（一般会計）

（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明	備考
4 共済費	△7	職員共済組合負担金	
8 旅費	△24	通勤に係る費用弁償	
1 報酬	△727	月額任用職員 △1,899 時間額任用職員 1,172	人件費 △1,206 会計年度任用職員給 △765
2 給料	△444	一般職給	
3 職員手当等	△820	扶養手当 △119 地域手当 △16 住居手当 △53 通勤手当 △95 期末手当 △182 勤勉手当 △110 児童手当 △180 一般職退職手当負担金 △65	
4 共済費	△2	職員共済組合負担金	
8 旅費	22	通勤に係る費用弁償	
2 給料	16	一般職給	人件費 33
3 職員手当等	14	地域手当 2 期末手当 5 勤勉手当 4 一般職退職手当負担金 3	
4 共済費	3	職員共済組合負担金	
1 報酬	1,481	月額任用職員 1,690 時間額任用職員 △209	人件費 △7,726 会計年度任用職員給 1,652
2 給料	△4,115	一般職給	
3 職員手当等	△2,240	扶養手当 32 地域手当 △122 通勤手当 △49 期末手当 △774 勤勉手当 △711 一般職退職手当負担金 △616	
4 共済費	△1,220	職員共済組合負担金	
8 旅費	20	通勤に係る費用弁償	
1 報酬	△3,515	月額任用職員 △1,922 時間額任用職員 △1,593	文化の森施設管理事業（新型コロナ対策） 150 人件費 7,643

（款）　9　教 育 費
（項）　5　社会教育費

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
	6		保健体育費	1,125,397	4,134	1,129,531		4,134
		1	保健体育総務費	95,841	△120	95,721		△120
		3	学校給食センター費	582,983	4,254	587,237		4,254

（一般会計）

（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明	備考
2 給料	3,846	一般職給	会計年度任用職員給 △3,915
3 職員手当等	2,059	地域手当 116 住居手当 241 通勤手当 25 期末手当 469 勤勉手当 630 一般職退職手当負担金 578	
4 共済費	1,326	職員共済組合負担金	
8 旅費	12	通勤に係る費用弁償	
18 負担金、補助及び交付金	150	指定管理施設等運営支援交付金	
1 報酬	△2,058	月額任用職員	人件費 2,306 会計年度任用職員給 △2,426
2 給料	822	一般職給	
3 職員手当等	1,015	扶養手当 559 地域手当 10 通勤手当 △33 時間外勤務手当 400 期末手当 △277 勤勉手当 △83 児童手当 480 一般職退職手当負担金 △41	
4 共済費	150	職員共済組合負担金	
8 旅費	△49	通勤に係る費用弁償	
2 給料	1,388	一般職給	人件費 4,254
3 職員手当等	2,308	地域手当 54 通勤手当 △26 期末手当 779 勤勉手当 617 児童手当 180 一般職退職手当負担金 704	
4 共済費	558	職員共済組合負担金	

給　与　費　明　細　書

1 一般職
(1)総括

区分	職員数（人）	給与費				共済費（千円）	合計（千円）	備考
		報酬（千円）	給料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）			
補正後	827 (1)	658,373	1,163,279	967,855	2,789,507	467,196	3,256,703	
補正前	843 (1)	669,778	1,174,950	976,568	2,821,296	459,594	3,280,890	
比較	△ 16	△ 11,405	△ 11,671	△ 8,713	△ 31,789	7,602	△ 24,187	

( )内は内短時間勤務職員数を計上

職員手当の内訳	区分	扶養手当（千円）	地域手当（千円）	住居手当（千円）	通勤手当（千円）	特勤手当（千円）	時間外手当（千円）	管理職手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	宿日直手当（千円）	退職手当負担金（千円）	単身赴任手当（千円）
	補正後	31,281	38,408	15,231	14,593	30	122,327	37,323	324,073	207,679	1,083	175,275	552
	補正前	33,204	38,766	13,221	14,979	30	121,037	36,613	328,865	211,151	1,083	176,515	1,104
	比較	△ 1,923	△ 358	2,010	△ 386		1,290	710	△ 4,792	△ 3,472		△ 1,240	△ 552

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説明		備考
給料	△ 11,671	その他の増減分	△ 11,671	新陳代謝・人事異動に伴う増減分		
職員手当	△ 8,713	その他の増減分	△ 8,713	扶養手当	△ 1,923	
				地域手当	△ 358	
				住居手当	2,010	
				通勤手当	△ 386	
				時間外勤務手当	1,290	
				管理職手当	710	
				期末手当	△ 4,792	
				勤勉手当	△ 3,472	
				退職手当負担金	△ 1,240	
				単身赴任手当	△ 552	

(3)給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区　　分		一般行政職	単純労務職
令和3年10月1日現在	平均給料月額(円)	305,863	―
	平均給与月額(円)	365,317	―
	平均年齢(歳)	41.8	―
令和2年10月1日現在	平均給料月額(円)	302,448	―
	平均給与月額(円)	356,553	―
	平均年齢(歳)	41.6	―

イ 初任給

区 分	一般行政職(円)	国の制度
		一般行政職(円)
高校卒	150,600	150,600
大学卒	182,200	182,200

ウ 級別職員数

区　分	一般行政職			単純労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和3年10月1日現在	1級	50	15.53	1級	1	100.00
	2級	67	20.81	2級		
	3級	69	21.43	3級		
	4級	28	8.70	4級		
	5級	67	20.81	5級		
		(1)	(100.00)			
	6級	34	10.56			
	7級	7	2.16			
	計	322 (1)	100.00 (100.00)	計	1	100.00
令和2年10月1日現在	1級	54 (1)	16.77 (50.00)	1級	1	100.00
	2級	76	23.61	2級		
	3級	56	17.39	3級		
	4級	40	12.42	4級		
	5級	54 (1)	16.77 (50.00)	5級		
	6級	36	11.18			
	7級	6	1.86			
	計	322 (2)	100.00 (100.00)	計	1	100.00

(　)内は短時間勤務職員数を計上

(令和3年度　級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般行政職	主事・技師	主任	主任主査	係長	課長補佐	課長	部長

エ 昇給

区分			合計	代表的な職種	
				一般行政職	単純労務職
補正後	職員数(A) (人)		322	321	1
	昇給に係る職員数(B) (人)		275	275	
	昇給数別内訳	1号給 (人)	10	10	
		2号給 (人)	6	6	
		3号給 (人)	2	2	
		4号給 (人)	184	184	
		6号給 (人)	73	73	
		8号給 (人)			
	比率(B)／(A) (%)		85.4	85.7	
補正前	職員数(A) (人)		328	327	1
	昇給に係る職員数(B) (人)		275	274	1
	昇給数別内訳	1号給 (人)	1	1	
		2号給 (人)	1	1	
		3号給 (人)	40	40	
		4号給 (人)	233	232	1
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
	比率(B)／(A) (%)		83.8	83.8	100.0

オ　期末手当・勤勉手当

区分	6月(月分)	12月(月分)	支給率計(月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
本年度	2.225 (1.175)	2.225 (1.175)	4.45 (2.35)	有	
前年度	2.25 (1.175)	2.25 (1.175)	4.5 (2.35)	有	
国の制度	2.225 (1.175)	2.225 (1.175)	4.45 (2.35)	有	

(　)内は再任用職員の支給率を計上

カ　定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者(月分)	25年勤続の者(月分)	35年勤続の者(月分)	最高限度(月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	

キ　地域手当

支給対象地域	特別区	各務原市	美濃加茂市
支給率(%)	20.0	3.0	3.0
支給対象職員数(人)	2	1	319
国の指定基準に基づく支給率(%)	20.0	3.0	3.0

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事　　項	限度額	前年度末までの支出(見込)額	
		期　間	金　額
新保育園整備事業 (旧古井保育園整備事業)	千円 25,630		
加茂野保育園管理運営業務	390,000		

当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		特定財源			一般財源
期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
	千円			千円	千円
R4	25,630	2,179	2,000		21,451
R5-R7	390,000				390,000

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区　　分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普 通 債	5,393,183	6,771,252	2,146,800	734,803	8,183,249
(1) 総　務	140,190	124,906	74,000	22,018	176,888
(2) 民　生	6,852	135,100	478,500		613,600
(3) 衛　生			304,800		304,800
(4) 農　林	162,711	178,083	34,700	42,746	170,037
(5) 商　工	10,123	7,976		2,179	5,797
(6) 土　木	2,165,566	1,964,763	246,600	318,806	1,892,557
(7) 消　防	177,581	1,051,600	236,400	30,954	1,257,046
(8) 教　育	2,730,160	3,308,824	771,800	318,100	3,762,524
2 災害復旧債	11,200	23,556	22,800	1,244	45,112
(1) 補助災害	9,300	9,589		1,033	8,556
(2) 単独災害	1,900	13,967	22,800	211	36,556
3 そ の 他	7,756,221	7,802,397	1,204,000	728,664	8,277,733
(1) 県貸付金					
(2) 減収補てん債等	157,399	195,615		34,464	161,151
(3) 財源対策債等	144,157	85,605		34,140	51,465
(4) 臨時財政対策債	7,454,665	7,521,177	1,204,000	660,060	8,065,117
合　　計	13,160,604	14,597,205	3,373,600	1,464,711	16,506,094

議第６９号

令和３年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第２号）

令和３年度美濃加茂市の介護保険会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１，０３０千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４，０２８，１０６千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和３年１１月２９日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

第　1　表　　歳 入 歳 出 予 算 補 正

1　歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
8　繰 入 金		683,158	△1,030	682,128
	1　一般会計繰入金	651,247	△1,030	650,217
歳　　入　　合　　計		4,029,136	△1,030	4,028,106

２　歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1　総 務 費		112,260	2,557	114,817
	1　総務管理費	71,446	2,557	74,003
3　地域支援事業費		228,081	△3,587	224,494
	2　一般介護予防事業費	44,271	△4,634	39,637
	3　包括的支援事業・任意事業費	115,651	1,047	116,698
歳　　出　　合　　計		4,029,136	△1,030	4,028,106

予算説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1　総　括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
8　繰 入 金	683,158	△1,030	682,128
歳　入　合　計	4,029,136	△1,030	4,028,106

（歳　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
1　総 務 費	112,260	2,557	114,817
3　地域支援事業費	228,081	△3,587	224,494
歳　出　合　計	4,029,136	△1,030	4,028,106

（単位：千円）

補　正　額　の　財　源　内　訳				
国庫支出金	県支出金	基金交付金	その他	保険料
			2,557	
			△3,587	
			△1,030	

2　歳　入

（款）　8　繰 入 金
（項）　1　一般会計繰入金

款	項	目	款項目	補正前の額	補　正　額	計
8			繰 入 金	683,158	△1,030	682,128
	1		一般会計繰入金	651,247	△1,030	650,217
		4	その他一般会計繰入金	142,710	△1,030	141,680

（介護保険会計）

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 職員給与費等繰入金	△1,030	1 一般会計繰入金　職員給与費等繰入金

3　歳　出

（款）　1　総 務 費
（項）　1　総務管理費

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
								保険料
1			総 務 費	112,260	2,557	114,817	2,557	
	1		総務管理費	71,446	2,557	74,003	2,557	
		1	一般管理費	71,446	2,557	74,003	繰入金 2,557	

（介護保険会計）

（単位：千円）

節		説　　明	備　　考
区　　分	金　　額		
2 給　　料	917	一般職給	人件費　2,557
3 職員手当等	1,445	扶養手当　259 地域手当　36 住居手当　289 通勤手当　137 期末手当　154 勤勉手当　48 児童手当　360 一般職退職手当負担金　162	
4 共　済　費	195	職員共済組合負担金	

（款）　3　地域支援事業費
（項）　2　一般介護予防事業費

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
								保険料
3			地域支援事業費	228,081	△3,587	224,494	△3,587	
	2		一般介護予防事業費	44,271	△4,634	39,637	△4,634	
		1	一般介護予防事業費	44,271	△4,634	39,637	繰入金 △4,634	
	3		包括的支援事業・任意事業費	115,651	1,047	116,698	1,047	
		1	包括的支援事業費	109,043	1,047	110,090	繰入金 1,047	

（介護保険会計）

（単位：千円）

節		説　　明	備　　考
区　　分	金　　額		
2 給　　料	△1,598	一般職給	人件費　△4,634
3 職員手当等	△1,958	扶養手当　121 地域手当　△102 住居手当　△287 通勤手当　△84 期末手当　△706 勤勉手当　△591 児童手当　180 一般職退職手当負担金　△489	
4 共　済　費	△1,078	職員共済組合負担金	
2 給　　料	720	一般職給	人件費　1,047
3 職員手当等	31	扶養手当　△197 地域手当　16 通勤手当　71 期末手当　132 勤勉手当　80 児童手当　△180 一般職退職手当負担金　109	
4 共　済　費	296	職員共済組合負担金	

給　与　費　明　細　書

1　一般職
(1)総括

区分	職員数（人）	給与費				共済費（千円）	合計（千円）	備考
		報酬（千円）	給料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）			
補正後	26	22,576	47,858	35,210	105,644	13,562	119,206	
補正前	26	22,576	47,819	36,052	106,447	14,149	120,596	
比較			39	△ 842	△ 803	△ 587	△ 1,390	

	区分	扶養手当（千円）	地域手当（千円）	住居手当（千円）	通勤手当（千円）	特勤手当（千円）	時間外手当（千円）	管理職手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	宿日直手当（千円）	退職手当負担金（千円）
職員手当の内訳	補正後	1,197	1,439	290	763		2,763	748	13,056	7,998		6,956
	補正前	1,014	1,489	288	639		2,763	748	13,476	8,461		7,174
	比較	183	△ 50	2	124				△ 420	△ 463		△ 218

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説明	備考
給料	39	その他の増減分	39	新陳代謝・人事異動に伴う増減分	
職員手当	△ 842	その他の増減分	△ 842	扶養手当 183 地域手当 △ 50 住居手当 2 通勤手当 124 期末手当 △ 420 勤勉手当 △ 463 退職手当負担金 △ 218	

(3)給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区　分		一般行政職
令和3年10月1日現在	平均給料月額(円)	278,090
	平均給与月額(円)	323,662
	平均年齢(歳)	39.3

イ 初任給

区 分	一般行政職(円)	国の制度
		一般行政職(円)
高校卒	150,600	150,600
大学卒	182,200	182,200

ウ　級別職員数

区　分	一般行政職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和3年10月1日現在	1級	2	14.29
	2級	6	42.85
	3級	2	14.29
	4級	3	21.43
	5級		
	6級	1	7.14
	7級		
	計	14	100.00
令和2年10月1日現在	1級	2	14.29
	2級	6	42.85
	3級	2	14.29
	4級	1	7.14
	5級	2	14.29
	6級	1	7.14
	7級		
	計	14	100.00

(令和3年度　級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般行政職	主事	主任	主任主査	係長	課長補佐	課長	部長

エ 昇給

区　分			合計	代表的な職種 一般行政職
補正後	職員数(A)　(人)		14	14
	昇給に係る職員数(B)　(人)		13	13
	昇給数別内訳	2号給　(人)	1	1
		3号給　(人)		
		4号給　(人)	6	6
		6号給　(人)	6	6
		8号給　(人)		
	比率(B)／(A)　(%)		92.9	92.9
補正前	職員数(A)　(人)		14	14
	昇給に係る職員数(B)　(人)		13	13
	昇給数別内訳	2号給　(人)		
		3号給　(人)		
		4号給　(人)	13	13
		6号給　(人)		
		8号給　(人)		
	比率(B)／(A)　(%)		92.9	92.9

議第７０号

市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第１項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第２項の規定により議会の議決を求める。

令和３年１１月２９日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

番号	路線名	起点 終点	重要な経過地
1	加茂野４８１号線	美濃加茂市加茂野町加茂野字南野８０５番１７地先 美濃加茂市加茂野町加茂野字南野８０５番３地先	

新規認定路線　　①:加茂野481号線

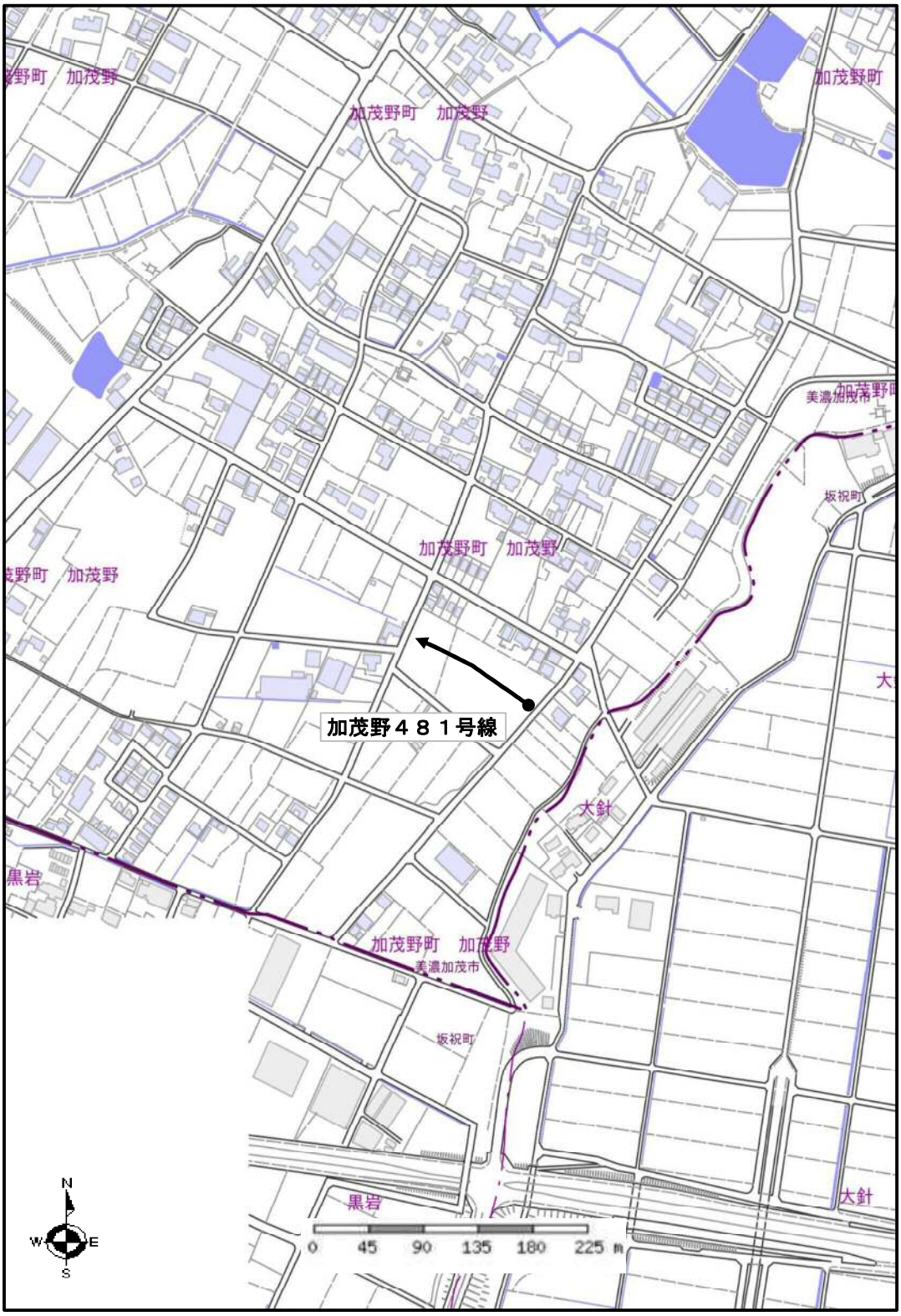

新規認定路線　　①:加茂野481号線

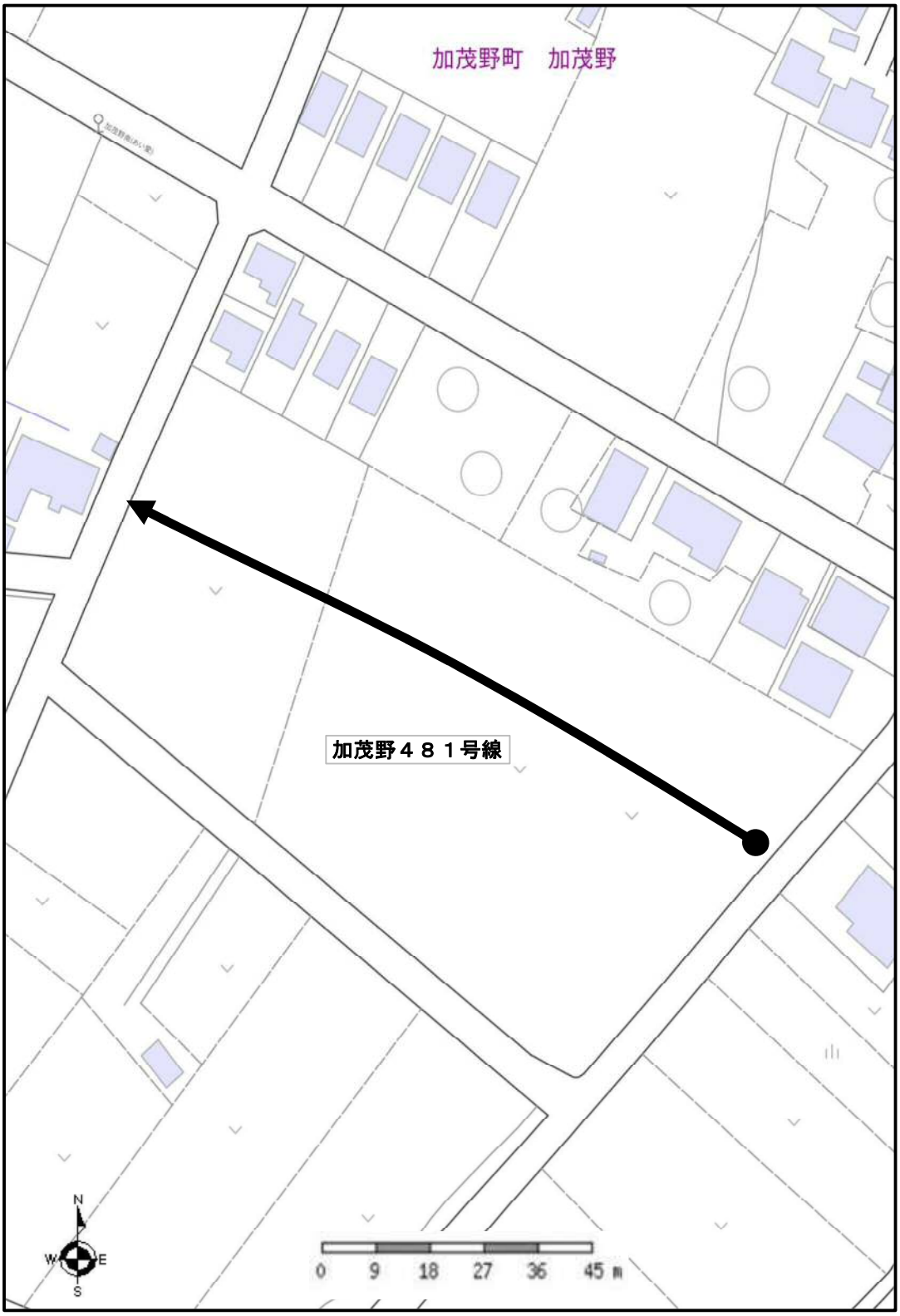

Walkable City
Minokamo